

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の職員が再就職者から依頼等を受けたときの届出に関する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第四号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の職員が再就職者から依頼等を受けたときの届出に関する規則

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第七条第四項の規定により奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の職員が行う法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。